

食品安全委員会（第499回会合）議事概要

日時：平成26年1月7日（火） 14：00～15：13

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか 5名出席

傍聴者：報道 3名、行政機関 7名、一般 9名

議事概要

（1）委員長選出

→ 互選により熊谷委員が委員長に選出された。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 農薬 2品目（②はポジティブリスト制度関連）
 - ①メトコナゾール ②ニテンピラム
（厚生労働省からの説明）
- ・ 農薬及び動物用医薬品 1品目
ルフェヌロン
（厚生労働省からの説明）
- ・ 動物用医薬品 2品目（②はポジティブリスト制度関連）
 - ①モキシデクテン ②フルメトリン
（厚生労働省からの説明）

→ 厚生労働省及び担当委員の三森委員から説明。

農薬「メトコナゾール」については、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

農薬及び動物用医薬品「ルフェヌロン」については、まず先に動物用医薬品専門調査会において調査審議することとなった。

動物用医薬品「モキシデクテン」については、現時点で、既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があることと認められることから、動物用医薬品専門調査会で審議することとなった。

農薬「ニテンピラム」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

動物用医薬品「フルメトリン」については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・飼料添加物 1品目
25-ヒドロキシコレカルシフェロール
(農林水産省からの説明)
- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 1品目
25-ヒドロキシコレカルシフェロール
(厚生労働省からの説明)

→農林水産省及び厚生労働省から説明。

本件については、肥料・飼料等専門調査会において審議することとなった。

- ・遺伝子組換え食品等 1品目
ATC1562株を利用して生産された25-ヒドロキシコレカルシフェロール
(農林水産省からの説明)

→農林水産省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）等の改正」に関する審議結果の報告について

→担当委員の山添委員から説明。

本件については、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認され、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続を行わないこととなった。

リスク管理機関に対し、本件については、食品又は添加物自体の評価でないことを念のため付言して通知することとなった。

また、判断基準の語句について修正するよう伝えることとなった。

- ・「除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMON88017系統（スイートコーン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON89034系統（スイートコーン）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に

入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（４）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 遺伝子組換え食品等「*Bacillus subtilis* DTS1451 (pHYT2G) 株を利用して生産されたシクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統を掛け合わせた品種」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・ 薬剤耐性菌「アビラマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

（５）食品安全委員会の運営について（平成２５年１０月～１２月）

→事務局から報告。

（６）その他

→冷凍食品への農薬の混入事案について、当委員会が行った対応を事務局から報告。